

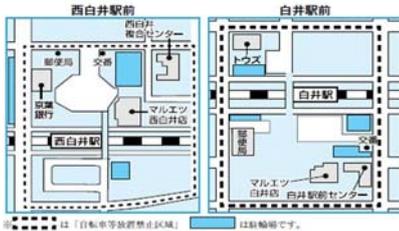
# 「自転車が無くなってしまったら」対応フローチャート

## 自転車を停めていた場所は？

### 白井駅・西白井駅前の道路など

白井駅及び西白井駅周辺を放置禁止区域に指定しており、随時自転車等に警告・撤去を行っています。

#### 放置禁止区域図



### 白井駅・西白井駅前以外の道路など

停められた自転車により、良好な生活環境が阻害されていると認めるときは、**1週間程度警告したうえで撤去**しています。

停めてから  
1週間以上

停めてから  
1週間未満

### 店舗・マンションの敷地、駐車場など

市では、店舗やマンションなどの敷地（私有地）に停められている自転車等について、**撤去は行いません**。

土地や施設の管理者が移動している可能性がありますので、管理者に直接ご連絡ください。

市により撤去し、保管している可能性があります。

下記問い合わせ先で、自転車が保管されているかどうか確認してください。

**■問合せ先**  
**白井市 都市計画課 交通政策班**  
**電話：047-492-1111**

- 市で撤去した際、色・車体番号・防犯登録番号等の特徴を記録しています。
- 撤去時に写真を撮影している為、窓口で確認することができます。

保管されていた

保管されていなかった

市役所窓口で返還の手続きを行った後、白井市放置自転車保管場所にて返還します。（裏面参照）

### 盗難の可能性があります！

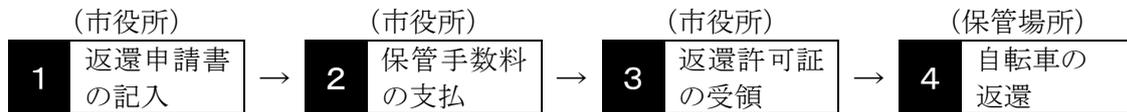
最寄りの警察署や交番に相談し、盗難の被害届を提出してください。

※盗難された自転車が市内に放置され、市が撤去する場合があります。通常、撤去された自転車の返還には手数料（自転車3,000円、原動機付自転車4,500円）がかかりますが、撤去時より前に盗難届が提出されている場合、手数料が免除されます。

## 自転車・原動機付自転車の返還を受ける方へ

自転車等の返還は、下記のとおり行っております。早めにお引き取り下さるようお願いいたします。

※撤去から6ヶ月経過後は返還できなくなります。



- 返 還 日 毎週金曜日、第2・第4日曜日 午後1時から午後4時  
※年末年始、金曜日が祝日と重なる日を除く
- 返 還 場 所 放置自転車保管場所（白井市白井377-6）  
※下図参照
- 必要 な 物 ・ 返還許可証（市から発行されたもの）  
・ 自転車の鍵  
※返還許可証が無い場合は返還できませんのでご注意ください。

《自転車等が撤去・保管されていなかった場合》

手数料を返還しますので、次のものを持って市役所都市計画課へ申し出てください。

○必要な物：返還許可証、納入通知書C票（支払った際の領収書）

### 自転車等保管場所



問い合わせ：白井市 都市計画課 交通政策班  
047-492-1111（内線3723）